



労基署便り

令和2年度 No.2

大河原労働基準監督署



令和2年労働災害発生状況（1～4月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
製造業 計	15	17	2	109	128 (2)	19
食料品製造業	1	8	7	50	55 (1)	5
機械金属製造業	9	4 (1)	-5	27	37 (1)	10
建設業 計	9	6	-3	89 (3)	76	-13
土木工事業	5		-5	36 (2)	25	-11
建築工事業	3	2	-1	41 (1)	37	-4
その他の建設	1	4	3	12	14	2
運輸交通業 計	3	2	-1	93 (1)	88	-5
陸上貨物運送業	3	2	-1	84 (1)	78	-6
商業	4	4		102 (1)	86	-16
全産業	50	42 (2)	-8	545 (8)	558 (4)	13

休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

（ ）は内数で死亡者数 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

令和2年度全国安全週間の実施について

令和2年度の全国安全週間は、

「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

をスローガンとして展開します。（エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。）

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も期化しやすいことが分かっています。本週を契機に事業者と労働者が一体となって「リスクアセスメント」を行うことなどにより、高齢者が安心して安全に働ける職場環境を形成することを通じて、すべての働く人の労働災害を防止する取り組みをより一層推進していただくようお願いいたします。

なお、6月1日から30日までは準備期間、7月1日から7日までが本週間です。大河原署管内では、死亡災害が、昨年同期と比べて増加していますので、この機会に労使が協調して、以下の事項も参考に、効果的な安全衛生活動に取り組んでください。

事業場実施事項（準備期間及び安全週間に実施する事項：要綱抜粋）

- 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

詳細については、宮城労働局、厚生労働省、中央労働災害防止協会のホームページでご確認ください。

【エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）等について】

厚生労働省では、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示した「エイジフレンドリーガイドライン」を公開しています。また、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助するエイジフレンドリー補助金を新設しました。詳しくは監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

STOP！熱中症

～クールワークキャンペーン～

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。特に今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため夏もマスクを着用して作業を行ったり自宅等でテレワークを行うなど例年にない状況が想定されますので、気温の高い日が続くこれからの時期を控え、各事業場でも、事業者、労働者が協力し、万全の体制を整え、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



【実施事項抜粋】（詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。）

- 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備や暑さ指数に応じて作業中止・休憩時間の確保などができる余裕を持った作業計画の策定、必要な設備・休憩場所の確保、服装の検討、教育研修の実施、熱中症予防管理者の選任など衛生管理体制の整備、緊急事態時の措置の確認など事前に十分な準備を行いましょう。
- 実際に把握した暑さ指数に応じ、暑さ指数を下げるための設備の設置、休憩場所の整備、作業時間の短縮、熱への順化、水分・塩分の摂取、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認など適切な対策を取りましょう。
- 熱中症予防管理者等に職場巡視を行わせ、熱中症予防対策が徹底されているか確認しましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼ぶよう職場に徹底しましょう。

『労働保険の年度更新』のお願い

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、年度当初に申告・納付した概算保険料額を、翌年度当初に確定申告して精算する方法をとっております。事業主は、“平成31年度（令和元年度）の確定保険料”と“令和2年度の概算保険料”を併せて申告・納付する必要があり、この申告・納付の手続きを「年度更新」といいます。

今年度は、**6月1日（月）から8月31日（月）**までの間に、都道府県労働局、労働基準監督署及び指定金融機関で手続きを行っていただきます。労働保険事務組合に事務委託している事業場は、委託先の事務組合を通して手続きを行っていただきます。（例年は7月10日までの期限ですが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、延長されたものです。）

また、「年度更新申告書」等の手続きに必要な書類は、5月下旬から順次お届けしています。



大河原労働基準監督署では、今年度も下記のとおり『受付・相談コーナー』を開設します。

記

開催期間：7月7日（火）～7月10日（金）

時間：9:00～12:00、13:00～16:00

会場：大河原労働基準監督署1階会議室（柴田郡大河原町字新東24-25）

期限が8月31日まで延長されましたが、早めの手続きをお願いいたします。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。

（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp あてに送信してください。）

登録はこちらから。

